

# 医療滞在ビザについて

## ・ 医療滞在ビザとは

アジア等で急増する日本の医療ニーズに対し、2011年1月1日より、医療滞在ビザが創設されました。

日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者様等（人間ドックの受診者等を含む）及び同伴者に対し発給されるビザです。

なお、医療滞在ビザという名称は、便宜上の表現で、実際の在留資格（ビザ）は滞在予定期間によって、

**【特定活動】** 又は **【短期滞在】** が付与され、その中で在留目的が医療滞在という取扱になっております。

このビザは日本での滞在予定が90日を越えるかどうかでビザ手続方法も分かれております。

## ・ 受入分野

医療機関における治療行為だけでなく、人間ドック・健康診断から温泉湯治などの療養まで、幅広い分野が対象となります。受入れ分野は、日本の医療機関の指示による全ての行為（人間ドック、健康診断、検診、歯科治療、療養（90日以内の温泉湯治等を含む）等を含む）となります。

## ・ 同伴者

外国人患者様等の親戚だけでなく、親戚以外の者であっても、必要に応じ同伴者として同行が可能です。

同伴者については、必要に応じ、外国人患者様等と同じ査証が発給されます。

なお、同伴者は外国人患者様等の身の回りの世話をするために訪日する方で、収入を伴う事業を運営し又は報酬を得る活動はできません。

## ・ 滞在期間

最大6ヶ月です。滞在期間は、外国人患者様等の病態等を踏まえて決定されます。

※滞在予定期間が90日を超える場合は入院が前提となります。この場合、外国人患者様等は、行政書士又は本人が入院することとなる医療機関の職員並びに本邦に居住する本人の親族等を通じて管轄入国管理局から在留資格認定証明書を取得する必要があります。

## ・ 数次査証

必要に応じ、外国人患者様等に数次有効の査証（ビザ）が発給されます。

その有効期限は必要に応じ最大3年となっており、その期間は、本国と日本を行ったり来たりすることが可能となります。

※ただし、数次有効査証が発給されるのは、1回の滞在期間が90日以内の場合のみです。

数次有効の査証を申請する場合には医師による「治療予定表」の提出が必要となりますので、身元保証機関を通じて入手してください。

※数次査証有効期限は、外国人患者様等の病態等を踏まえて決定されます。

## ・ビザ手続方法

日本での滞在予定が90日を越える場合は、各種必要書類を揃えて、日本の管轄入国管理局において、在留資格認定証明書交付申請が必要となり、在留資格認定証明書が交付されたら、次に、在外公館において、査証申請が必要となります。

日本での滞在予定が90日を越えない場合は、各種必要書類を揃えて、在外公館においての査証申請が必要となります。

医療滞在ビザは観光ビザと比べ、

メリットは：手続きが簡単、申請時間が短く、費用が低く、有効期限が長い。